

## 広報くしもと有料広告掲載基準

(趣旨)

第1条 この訓令は、串本町有料広告掲載要綱(平成31年串本町告示第 号。以下「要綱」という。)に基づく広報くしもと(以下「広報」という。)に掲載する有料広告(以下「広告」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(広告の寸法、掲載位置等)

第2条 広告の寸法及び掲載位置等は、次に掲げるとおりとする。

(1) 広告の寸法は、1広告あたり縦46ミリメートル、横85ミリメートル(以下「1種広告」という。)とする。ただし、同一ページの隣り合う2つの広告を1件の広告(以下「2種広告」という。)として掲載する場合の大きさは、縦46ミリメートル、縦174ミリメートルとする。

(2) 広告の掲載位置は、町が指定するページの下段とする。

(3) 広報1号当たりの広告掲載件数は、1ページにつき2件とし、合計10件(5ページ)を限度とする。ただし、申込み件数が10件に満たない場合でも、紙面構成の都合上、広報1号当たりの掲載件数については、町で決定できるものとする。

(4) 申込みのあったそれぞれの広告の掲載に当たっての配置は、町が決定する。

(広告掲載の申込期日)

第3条 要綱第7条第1項に定める広告の申込期日は、掲載を希望する月の前々月の25日までとする。

(広告の掲載決定順序)

第4条 広告掲載の申込みが広報1号当たりの掲載限度件数を超える場合は、次に定める順序により掲載する広告を決定する。

(1) 国又は地方公共団体が出資し、又は支援する法人及び団体の広告

(2) 公益法人及び公益的団体の広告

(3) 民間企業のうち公益的性格を有する企業の広告

(4) 前3号に掲げるもの以外の広告

2 前項の規定による順序が同じ広告がある場合は、掲載希望号数の多いものを優先する。

3 前2項の規定によっても順序が同じ広告がある場合は、抽選により決定する。

(広告掲載料)

第5条 広告掲載料は、次のとおりとする。

種類・寸法	掲載料 (右欄以外の場合)	掲載料 (連続した広報6号以上に 同一原稿を掲載する場合)
白黒・1種広告	5,000円/号	3,000円/号
白黒・2種広告	10,000円/号	6,000円/号
カラー・1種広告	10,000円/号	6,000円/号
カラー・2種広告	20,000円/号	12,000円/号

(町のホームページへの広告掲載)

第6条 町のホームページに掲載する広報については、広告部分を削除して公開するものとする。

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。